

都市計画法条文（抜粋）

（都市計画に関する基礎調査）

第六条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

（対象資料：【資料2】盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更）

（都市計画基準）

第十三条（略）

1 1 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。この場合において、市街化区域及び区域区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域については、義務教育施設をも定めるものとする。

（対象資料：【資料4】区域区分の変更に伴う都市計画決定案件（鶉飼Ⅱ地区）〔下水道〕

【資料5】区域区分の変更に伴う都市計画決定案件（土沢地区）〔下水道〕

【資料6】区域区分の変更に伴う都市計画決定案件（下鶉飼地区）〔下水道〕

【資料7】区域区分の変更に伴う都市計画決定案件（鶉飼御庭田地区）〔下水道〕

（都市計画の案の縦覧等）

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

（対象資料：【資料10】盛岡広域都市計画地区計画（巢子駅地区）の変更）

（都道府県の都市計画の決定）

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

（対象資料：【資料11】盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見

【資料11】盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について

【資料11】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について

(市町村の都市計画の決定)

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

(対象資料：【資料10】盛岡広域都市計画地区計画（巣子駅地区）の変更)

(都市計画の変更)

第二十一条 (略)

2 第17条から第18条まで及び前2条の規定は、都市計画の変更（第17条、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第3項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第17条第5項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

(対象資料：【資料10】盛岡広域都市計画地区計画（巣子駅地区）の変更)

【資料11】盛岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する市の意見

【資料11】盛岡広域都市計画区域区分の変更案に対する市の意見について

【資料11】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について